

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-3-2
許認可等の種類	基盤施設計画の変更認定			
根拠法令条例等・条項	商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第8条第1項			
許認可等の概要	基盤施設計画の認定を受けた商工会等が当該認定に係る基盤施設計画を変更する場合、知事が認定する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため)</p> <p>○商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律実施要領(抜粋)</p> <p>三 基盤施設計画の認定基準</p> <p>(一)基盤施設事業の目標、内容及び実施時期が基本指針に照らし合わせて適切なものであること。</p> <p>① 基本指針に準拠し、適切な目標を掲げているものであること。</p> <p>② 基本指針に照らし、事業の内容が実効性のあるものであること。</p> <p>③ 基本指針に照らし、実施時期が適切なものであること。</p> <p>(二)地方公共団体等の地域振興ビジョン等と調和のとれたものであること。</p> <p>(三)基盤施設の規模及び構造は、その施設の目的及び機能に、利用者の安全性、利便性及び快適性を有するものであること。</p> <p>(四)基盤施設事業に必要な資金の額及びその調達方法が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>① 基盤施設事業の参加者の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金が過大でないこと。</p> <p>② 資金調達、収支計画及び償還計画が適切なものであること。また、資金の調達方法が基盤施設を実施する者の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。</p> <p>(五)基盤施設事業が、小規模事業者、その顧客、商工会等のように供させることにかんがみ、共同店舗、共同工場棟の基盤施設を設置する場合には、当該施設において事業を営む者が原則として小規模事業者であること。小規模事業者以外のものを入居させることが必要な場合であっても、少なくとも二/三以上の者が小規模事業者であること。</p> <p>(六)商工会等以外の実施者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合には、上記(一)から(五)までに掲げる基準のほか、次の基準に合致しているものであること。</p> <p>① 商工会等以外の実施者が当該基盤施設事業を実施することが、効果的かつ適切な実施のために特に必要であること。</p> <p>② 商工会等が商工会以外の実施者に対して行う指導及び助言の方法(例えば、定期的に開催される営委員会等への商工会等役職員の参画、事業進捗状況の把握等)が適切なものであること。</p> <p>③ 商工会等以外の実施者に対し、商工会等が出資又は出捐をするとともに、役員を派遣することにより経営に参画するものであること。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね1か月			
期間の制定根拠	経由期間(地域振興局):2週間、処分庁:2週間			